

政令第二三三七号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の施行期日は、平成十三年八月一日とする。

